

四街道市第9回農業委員会議事録

令和3年12月8日(水)

第9回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年12月 8日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第1会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

11番 海保 芳久 委員

12番 井岡 信夫 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第7号 軽微な農地改良の届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1 番 中 村 礼 奈	2 番 永 野 久 雄
3 番 中 村 永 治	5 番 細 野 裕 樹
6 番 佐 藤 慎 一	7 番 小 金 井 貞 夫
8 番 江 原 清	9 番 佐 藤 由 美 子
1 0 番 三 石 浩	1 1 番 海 保 芳 久
1 2 番 井 岡 信 夫	1 3 番 林 田 静 治
1 5 番 橋 本 豊	

欠席委員（1名）議席順

1 4 番 岡 田 英 明

会議に出席した事務局職員の職・氏名

局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和3年度第9回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年12月8日（水）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第9回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は11番海保委員、12番井岡委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は市内大日に居住しており、鹿渡及び山梨に田、千葉市若葉区中田町に畑を所有しています。今回購入により畑1, 977平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、妻と二人で耕作するもので、すでに2,300平方メートルの田と3,467平方メートルの畑を耕作しています。トラクター・耕運機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきましては、去る12月1日に第3班による事前調査会が行なわれております。

班長の井岡委員、説明をお願いいたします。

○井岡委員 12番井岡です。12日1日に3班の事前調査会を行いました。内容は事務局の

説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の細野委員説明をお願いします。

○細野委員 今回の所有権の移転申請ですが、前からこの土地を売りたいかかった地主と、この土地が欲しくなった購入希望者、それぞれの思惑が一致してすんなりまとまったケースです。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項について説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

譲受人は、千葉市花見川区千種町で不動産売買、ビル建物総合管理等を営んでいます。

申請地は、2,743平方メートルの畑で、資材置き場として使用するものです。譲受人は、千葉市花見川区を中心に宅地造成工事を請け負っており、業務拡大に伴い資材の置き場が手狭になったことから、作業の効率化と受注容量を増加するため、事業エリアに近接している利便性の良い四街道エリアでの用地購入を計画したとのこと。

事業地内は整地後碎石舗装し、盛土はしません。用水は使用せず、排水は雨水排水のみで、敷地内で自然浸透とします。

周辺農地への影響については、外周には安全鋼板を設置し、土砂等の流出防止策を講じます。隣接農地の所有者には、その旨説明しました。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、23ページ及び24ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これも12日1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 地区担当の三石委員、説明をお願いします。

○三石委員 10番三石です。ただいま事務局、班長から説明のあったとおりです。場所を付け加えますと、鹿放五差路を右斜めに入り高速道路の橋を渡り終えた左側です。

この場所に、砕石を引き資材等を置くと言う事ですが、北西側に農地があり土砂などの流出を避けるため、コンクリートブロックを3段積み、その奥に3メートルの鋼板を設置すると言う事です。また、南西側については、そのまま使用し、入口については、勾配が非常にきついため、なだらかにするそうです。その際、ガードレールの撤去が必要なため市に申請中とのことです。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。総会の資料だけでは、具体的に譲受人の会社の実態がどういう状況なのか分からない。また資材置き場という事だが、舗装にあたってどんな車両を入れ、どんな資材を置くのかを教えて欲しい。

○三石委員 資材は、土砂と砕石などです。4トン車あるいは大型のダンプになるかと思いません。

○議長 永野委員。

○永野委員 どんな業種・業態の会社ですか。

○議 長 事務局。

○事務局 資料によると、土木建築請負業になります。資材置き場・駐車場・住宅の造成工事などの実績があります。

○議 長 他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項について説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、東京都八王子市で土木建設業等を営んでおり、船橋市に建設機械と資材の置き場を借用していましたが、今回立ち退きに伴い、新たな置き場を探していたとのことです。

申請地は、882平方メートルの畑で、車両及び資材の置き場として使用するものです。高速道路のインターチェンジに近接し、大通りに面していることから利便性が良く、周辺には同類の事業者が営業しているため環境的にも適していると考えているとのことです。

事業地内は整地後碎石舗装し、盛土はしません。用水は使用せず、排水は雨水排水のみで、敷地内で自然浸透とします。

周辺農地への影響については、外周には安全鋼板を設置し、土砂等の流出防止策を講じます。隣接農地はありません。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、23ページ及び25ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これも12日1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の三石委員、説明をお願いします。

○三石委員 事務局、班長から説明があったとおりです。

場所は、鹿放5差路を斜めに右折し600メートル程先の左側にあり、旧鹿放農協のすぐ近くです。

車両と資材の置き場になります。隣接農地はありませんが、南側には住宅があり、そちらに迷惑がかからないように3メートルの安全鋼板を、南・北・西側に設置するそうです。また、出入口は2.5メートルセットバックし設置します。

重機の出し入れの時間帯は、1日1回程度で、およそ午前10時から11時の間に行われるそうです。なお、重機を入れるため砕石の上には鉄板を何枚か入れるそうです。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号3項および4項は同一案件なので一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号3項及び次ページの整理番号4項について説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断され

るところです。

譲受人は、大日に事業所を置き、近接する既存施設で主に解体業を営んでおります。業務拡大に伴い車両置き場と資材置き場が手狭になったため、新たな用地を探していたとのこと。

申請地は、1,237平方メートルの畑で、車両及び資材の置き場として使用するものです。高速道路のインターチェンジに近接していることから利便性が良く、周辺には同類の事業者が営業しているため環境的にも適していると考えているとのこと。

事業地内は整地後碎石舗装し、盛土はしません。用水は使用せず、排水は雨水排水のみで、敷地内で自然浸透とします。

周辺農地への影響については、外周には安全鋼板を設置し、土砂等の流出防止策を講じます。隣接農地の所有者には、その旨説明しました。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、23ページ及び26ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号3項および4項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これにつきましても、12日1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 地区担当の細野委員説明をお願いします。

○細野委員 場所や内容については、事務局から説明したとおりです。

法令上は問題ないと思いますが、若干の疑問点が2つあります。1つは出入りするのに道路がかなり狭く、入口はあるが周りは鋼板で囲まれており大きい車両は一切入れないため、どういう利用形態になるのかという点と、もう1つは、以前ここには小屋もしくは納屋・農機具庫のような建物があつたと記憶していますが、地目が何だかよく分からないという点です。

○議長 議案第2号整理番号3項および4項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 橋本委員。

○橋本委員 分からないまま審議するのはどうなのですか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 地目はどうであれ、賃貸のため貸す方、借りる方が納得すれば、契約は成り立つのではないかと思います。売るとなれば違ってくるとは思いますが。

○議 長 事務局。

○事務局 申請農地の隣に申請者の親戚の家があり、一部農地部分を越境して使用していたことが今回分かりました。これを受け、本来の宅地部分まで下がってもらい、申請農地は登記上の地目と一致することとなりました。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号3項および4項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項および4項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号5項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号5項について説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、父親の所有している土地の中で、閑静で利便性もあることから、当該地に専用住宅の建設を計画したとのことです。

申請地は、496平方メートルの畑で、父親の所有する土地の一部です。敷地は50センチメートル程度の埋め立てを行います。

用排水ですが、水道は公営水道が整備されており、雨水は貯留浸透施設を設置し、污水雑排水は、合併浄化槽処理後敷地内浸透としています。

周辺への被害防除ですが、敷地北側と西側にコンクリートブロックを3段積み、土砂等の流出を防ぎます。建物は木造2階建てで周辺の日照および通風を考慮しているとのことです。

資金については、自己資金で賄うこととしております。他法令関係ですが、開発許可については申請されております。

位置につきましては、19ページ及び21ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号5項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○**井岡委員** これも12日1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 地区担当の細野委員説明をお願いします。

○**細野委員** 場所は、中央牧草センターを入れていった手前の土地です。現在牧草を作っていますが、ここに専用住宅を建てると言う事です。

○**議長** 議案第2号整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議長** 賛成多数ですので、議案第2号整理番号5項につきましては可決いたします。

○**議長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 4ページをお開き下さい。

議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

5ページをお開き下さい。

令和3年度第9次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規1件更新6件となります。また、借受者は、3人となります。

番号1につきましては、山梨の田8筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和13年12月31日となります。

番号2につきましては、山梨の田3筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年12月31日となります。

番号3につきましては、亀崎の田2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和9年12月31日となります。

6ページをお開き下さい。

番号4につきましては、物井の田6筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和6年12月31日となります。

番号5につきましては、山梨の田2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年12月31日となります。

番号6につきましては、物井の田2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年12月31日となります。

7ページをお開き下さい。

番号7につきましては、物井の田5筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年12月31日となります。

8ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請について、四街道市長より、農業振興地域整備計画の変更計画について、意見を求められたものです。

整理番号1項は、大日の畑3, 262平方メートルで、資材置き場及び駐車場に転用したいということで、農用地区域の除外の申出があったものです。

位置につきましては、19ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第4号整理番号1項につきまして、去る12月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これにつきまして12月1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の細野委員説明をお願いします。

○細野委員 特に付け加える点はございません。

○議 長 議案第4号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号整理番号1項につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項から12ページの整理番号8項までの8件です。いずれも市街化区域内の農地

の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅、小学校用駐車場に転用するという届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、借主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より2件の農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項は、11月2日に橋本委員と事務局で現地確認するとともに、市課税課等の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項は、11月10日に中村永治委員と事務局で現地確認するとともに、すでに農地法第5条の許可済の土地であったので、非農地と回答いたしました。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 15ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の専用住宅への転用につきましては、11月5日に永野委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 16ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

15ページの協議報告第4号と同じ物件です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 17ページをお開き下さい。

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願があったので、現地確認を行い証明書を発行いたしました。

整理番号1項の和良比の畑3筆の8, 279.74平方メートルにつきましては、9月22日に小金井職務代理者と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

なお、当該農地の証明については、9月17日に大川義一氏から申請を受け本人宛に証明書を発行し、10月の会議で報告したところでした。今回、大川志津子氏から申請がありましたので、同様に証明書を発行いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第7号「軽微な農地改良の届け出について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 18ページをお開き下さい。

協議報告第7号 軽微な農地改良の届出書について、整理番号1項の吉岡の農地改良の届出は、農地に約50センチメートル盛土し、落花生を作付するための届出です。事業期間は、令和4年1月31日までです。

なお、軽微な農地改良については、市の残土条例許可の適用除外になり、これに基づく届け出はされています。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

○議 長 海保委員。

○海保委員 協議報告7号の軽微な農地改良の軽微とは、どの程度のものですか。

○事務局 盛土の高さが1メートル未満で、かつ工事期間が3か月以下、かつ他法令の許認可を伴わないという3つの条件があります。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

1月の開催予定については、事前調査会が1月5日の水曜日に、第1班の委員にお願いします。また、総会が1月11日の火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。農地相談日は1月5日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時45分

令和3年12月 8日

農業委員会長

⑩

議事録署名委員

11番

⑩

12番

⑩